

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 指定市町村事務受託法人の指定	長 寿 社 会 課
○療育手帳交付要綱の一部改正	障 害 福 祉 課
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁 政 課
・ 道路の区域変更	道 路 維 持 課
・ 公有水面埋立ての免許の出願	港 湾 課
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗の変更事項届出（2件）	経 営 支 援 課
・ 測量の実施（2件）	建 設 企 画 課
・ 測量の終了	〃
・ 特定開発行為に関する工事完了	砂 防 課
◎ 公安委員会規則	
○長崎県証紙条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則	会 計 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・ 選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選挙管理委員会書記室

告 示

長崎県告示第605号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6の規定により公示する。

令和6年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定の年月日 令和6年12月2日
- 2 事務所の名称及び所在地
ながさき介護認定調査センター
長崎県長崎市元船町9番18号 BizPORT 2F
- 3 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
株式会社 アール・ツーエス 代表取締役 森 慎吾
福岡県福岡市南区井尻四丁目2番1号
- 4 受託事務の種類
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する要介護認定調査事務
- 5 居宅サービス等の提供の有無 無

長崎県告示第606号

療育手帳交付要綱（昭和52年長崎県告示第682号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

令和 6 年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（手帳交付後の措置等） 第 6 条 略 2 手帳の交付を受けた者又はその保護者は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該手帳を添えて、療育手帳記載変更届（様式第 4 号）を手帳の交付申請の例により、知事に届け出なければならない。 (1) 交付を受けた者の氏名、<u>住所又は電話番号</u> (2) 保護者又は保護者の氏名、<u>住所若しくは電話番号</u> 3 及び 4 略	（手帳交付後の措置等） 第 6 条 略 2 手帳の交付を受けた者又はその保護者は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該手帳を添えて、療育手帳記載変更届（様式第 4 号）を手帳の交付申請の例により、知事に届け出なければならない。 (1) 交付を受けた者の氏名<u>又は住所</u> (2) 保護者又は保護者の氏名<u>又は住所</u> 3 及び 4 略

様式第 4 号を次のように改める。
様式第 4 号（第 6 条関係）

療育手帳記載事項変更届

年 月 日

長崎県知事 様

療育手帳の記載事項に次のとおり変更がありましたので届け出ます。

申 請 者 (続柄)

変更前	療育手帳 番 号						本人氏名	(年 月 日生 歳)					
	個人番号												
	住 所	市 町											

*施設利用中の場合（施設名)

◇変更の内容（該当するもの全てに○を）

- 1 本 人（氏名・住所・電話番号・その他：)
 2 保護者（氏名・住所・電話番号・その他：)
 3 保護者変更（続柄： から へ）

◇変更後の内容（変更箇所のみ記載）

変更年月日 年 月 日

本人	フリガナ 氏 名	姓	名											
	住 所	〒											市 町	(施設名： *施設利用の場合)
	電 話	— —												

保護者	フリガナ 氏 名	姓	名										続 柄	
	住 所	〒											市 町	(旧住所) 市 町
	電 話	— —												
	台帳管理市町の変更 旧： 市・町 → 新： 市・町 変更無													

※ 届受理市町(書換) → 旧台帳管理市町(変更有の場合) → センター進達

※ 手帳の記載事項と相違ないことをご確認ください。

通信欄：	受理市町受付印	台帳管理市町受付印	判定機関受付印

長崎県告示第607号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 水産経営課関係						別表（第2条関係） 水産経営課関係					
補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～11 略						1～11 略					
12 長崎県 赤潮被害緊急 保証対策事業 費補助 金	大規模な赤 潮被害によ り資金繰り に窮してい る養殖業者 を支援する ため、緊急 保証対策に よる資金融 通の円滑化 を図る。	養殖業者が資金 借入の際に必要 となる保証料に 対する助成。た だし、補助対象 経費の基準は、 知事が別に定め る。	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額	長崎県 漁業信 用基金 協会							
水産加工流通課関係						水産加工流通課関係					
補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～5 略						1～5 略					
6 養殖魚 赤潮被害緊急 対策事業 費補助 金	赤潮により 大規模な被 害を受けた 養殖業者の 早期の経営 再建及び今 後の赤潮被 害軽減を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 赤潮による 大規模な養 殖魚被害に 対し、速やか な養殖業の 再開に向け、 漁業協同組 合が実施す る代替魚購 入（輸送経 費を含む。） にかかる経 費 (2) 赤潮の被害 軽減対策とし て漁業協同組 合が実施す る足し網等 の購入にか かる経費	略			6 養殖魚 赤潮被害緊急 対策事業 費補助 金	赤潮により 大規模な被 害を受けた 養殖業者の 早期の経営 再建を図 る。	赤潮による大規 模な養殖魚被害 に対し、速やか な養殖業の再開 に向け、漁業協 同組合が実施す る代替魚購入 （輸送経費を含 む。）にかかる 経費	略		
7～20 略						7～20 略					

長崎県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 勝本石田線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市芦辺町深江東触字椎ノ木川684番 1 地先から 壱岐市芦辺町深江本村触字稗田1414番 2 地先まで	前	11.3～22.5	211.0	
	後	17.9～35.3	211.0	

長崎県告示第609号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年12月13日

瀬戸港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和 6 年11月22日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

(3) 埋立区域

ア 位置

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸壠浦郷字綿刈屋2521番12の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

157.92平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸壠浦郷字綿刈屋2521番12、2521番13、2521番16、2521番 3 及び同地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

3,719.96平方メートル

(5) 埋立地の用途

ふ頭用地、護岸敷

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

- ア 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県土木部港湾課
 - イ 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1128番地16
長崎県県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所
 - ウ 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1128番地16
西海市役所第4別館2階建設課
- (2) 縦覧の期間
告示の日から起算して3週間

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ諫早
長崎県諫早市久山町1270番地1 ほか3筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和6年5月22日

2 届出年月日

令和6年11月26日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ佐世保

長崎県佐世保市藤原町352番 6 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ケイ・エル・アイ 代表取締役 小島 公孝
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 4 番 8 号
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役社長 織田 寛明
東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗の名称

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日 ほか

2 届出年月日

令和 6 年11月26日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から 4 月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第 1 項の規定により、大村市上下水道局事業管理者から公共測量（数値地形図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 6 年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
大村市 松原本町、草場町、福重町、皆同町、寿古町、沖田町、黒丸町	令和 6 年12月16日から 令和 7 年 3 月21日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第 1 項の規定により、五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 6 年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南松浦郡新上五島町	令和 6 年12月18日から 令和 7 年 3 月21日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第 2 項の規定により、長崎港湾漁

港事務所長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和 6 年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市太田尾町	令和 6 年11月 1 日

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和 6 年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 3 月 9 日 3 県北振建管第1930号	長崎県佐世保市熊野町123番 6 の一部、123番 7 の一部、123番 9 の一部、123番24の一部、123番29の一部、123番61の一部、129番 5 の一部、129番 6 の一部、132番 7 の一部 長崎県佐世保市八幡町57番18の一部、66番 2 の一部、66番 7 の一部、66番 8 の一部、1000番 1 の一部、1000番 3 の一部	長崎県佐世保市赤崎町1453-16 ライツ不動産株式会社 代表取締役 道添 昭仁

公安委員会規則

長崎県証紙条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 6 年12月13日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

長崎県公安委員会規則第14号

長崎県証紙条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

（公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正）

第 1 条 公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年長崎県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第12号を次のように改める。
様式第12号（第9条第1項関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

長崎県公安委員会委員長 様

（ふりがな）

氏名 _____

（代理人が法人の場合にあっては、その法人名及び代表者名）

住所又は居所

〒

TEL _____（ ）

（代理人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり開示の実施の方法の申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：_____ 日 付：_____

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	開示の実施の方法 ※いずれかに○を記入			写しの 種別	単価	数量	金額
	閲覧	写しの 交 付	その他 （ ）				
合計金額： _____ 円							
（手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。）							

3 事務所における開示の実施を希望する日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 同封する郵便切手の額 _____ 円

無 : 情報公開センターでお受け取りください。

〈担当〉 広報相談課 情報公開センター

電話番号： _____ - _____ （内線 _____ ）

(長崎県公安委員会に対する審査請求の手續に関する規則の一部改正)

第 2 条 長崎県公安委員会に対する審査請求の手續に関する規則（平成28年長崎県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 4 号を次のように改める。

別記様式第 4 号（第23条関係）

手 数 料 納 付 書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

納付者

住所

氏名

行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により、
金 円を手数料として納付します。

提出書類等の名称	写しの種別	単 価	数 量	金 額
合 計				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定等に関する規則の一部改正）

第3条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定等に関する規則（平成28年長崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

自動車運転代行業認定申請手数料納付書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり自動車運転代行業認定申請手数料を納付します。

手 数 料 の 額	
-----------	--

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

（安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部改正）

第4条 安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則（平成19年長崎県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第9条関係）

安全運転管理者講習受講申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

安全運転
管理者名

道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習を受けますので、申請します。

事業所名	電話
安全運転 管理者番号	
講習年月日	年 月 日

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

別記様式第 2 号を次のように改める。
別記様式第 2 号（第 9 条関係）

副安全運転管理者講習受講申請書

年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会 殿

住所

副安全運転
管 理 者 名

道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習を受けますので、申請します。

事 業 所 名	電話
副 安 全 運 転 管 理 者 番 号	
講 習 年 月 日	年 月 日

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

（自転車運転者講習の実施に関する規則の一部改正）

第 5 条 自転車運転者講習の実施に関する規則（平成27年長崎県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 5 号を次のように改める。

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

自転車運転者講習受講申請書	
年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
住所	
氏名	
年 月 日生（ 歳）	
道路交通法第108条の 2 第 1 項第16号に掲げる自転車運転者講習の受講を申請いたします。	
講 習 場 所	
講 習 日 時	年 月 日 午前・後 時 分から

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

（特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則の一部改正）

第 6 条 特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則（令和 5 年長崎県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 5 号を次のように改める。

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日生（ 歳）

道路交通法第108条の 2 第 1 項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を申請いたします。

講 習 場 所	
講 習 日 時	年 月 日 午前・後 時 分から

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

(確認事務の委託に関する事務取扱規則の一部改正)

第 7 条 確認事務の委託に関する事務取扱規則（令和 4 年長崎県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

※受理年月日		年	月	日
※受理番号				
※登録年月日				
※登録番号				
登録（更新）申請書				
道路交通法第51条の 8 第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録 第 7 項において準用する同条第 2 項の規定により登録更新 の 申請をします。				
年 月 日				
長崎県公安委員会 殿				
(申請者)				
所在地				
名称				
代表者の氏名				
(ふりがな) 法 人 の 名 称				
事 務 所 の 所 在 地	電話 () -			
法 人 の 種 類	1 株式会社	2 一般財団法人	3 一般社団法人	
	4 その他 ()			
(ふりがな) 代 表 者 氏 名				
(登録更新申請の場合のみ記載)				
登録通知書に記載されている登録年月日	年		月	日 登録
登録通知書に記載されている登録番号	第		号	
※添付書類	[法人関係]		[各役員関係]	
	□定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの		□住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 5 号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに	
	□役員名簿		限る。）	
	□欠格事由に該当しない旨の誓約書		□診断書	
	□登録基準に適合する旨の誓約書			
	□ 2 人以上の駐車監視員資格者証の写し			
※印欄には、記載しないこと。				

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

別記様式第12号を次のように改める。
別記様式第12号（第11条関係）

（表）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 込 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県			
		電 話 () ー	(自宅・携帯)		
	(ふりがな)	-----		性 別	男・女
	氏 名			写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm	
	生年月日	年 月 日生			
勤務先その他の連絡先	電 話 () ー				
受 講 希 望 年 月 日					

実 施	※受講年月日	年 月 日から	※ 修了考查の結果 合 ・ 否
	(修了考查)	(年 月 日)	
	※ 受 講 場 所		
	※ 受 講 番 号		

1 ※印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したものとする。

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

別記様式第15号を次のように改める。
別記様式第15号（第13条関係）

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 書 番 号	

駐車監視員資格者認定申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県			
		電 話 () ー	(自宅・携帯)		
	(ふりがな)	-----	性 別	男・女	写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			
	勤務先その他の連絡先	電 話 () ー			

実 施	※認定審査日	年 月 日	※認定審査の結果	合 ・ 否
	※受験場所			
	※受験番号			

- ※印欄には、記載しないこと。
- 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したものとする。
- 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

別記様式第17号を次のように改める。

別記様式第17号（第14条関係）

		※ 受理年月日		年 月 日	
		※ 受 理 番 号			
		※ 交付年月日		年 月 日	
		※ 資格者証番号			

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍					
	住 所	〒 ー 都道府県				
		電 話 () ー (自宅・携帯)				
	(ふりがな)	-----		性 別	男・女	写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm
	氏 名					
	生年月日	年 月 日生				
勤務先その 他の連絡先	電 話 () ー					
証 明 書	番 号					
	交付年月日	年 月 日				

※ 添 付 書 類 等	☐ 修了証明書又は認定書	☐ 写真 2 枚
	☐ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 5 号に掲げる事 項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに 限る。）	
	☐ 診断書	☐ 誓約書

1 ※印欄には、記載しないこと。

2 写真（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメー
トル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもので、その裏面に氏名及び撮影年
月日を記入したもの）2 枚を添付すること。

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

別記様式第21号を次のように改める。
別記様式第21号（第16条関係）

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県			
		電 話 () ー (自宅・携帯)			
	(ふりがな)	-----		性 別	写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm
	氏 名			男・女	
	生年月日	年 月 日	生		
勤務先その他の連絡先	電 話 () ー				
資格者証番号					
交付年月日		年 月 日			
書換え交付を申請する事由					

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚を添付すること。

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

別記様式第22号を次のように改める。

別記様式第22号（第16条関係）

※ 受理年月日		年 月 日	
※ 受理番号			
※ 交付年月日		年 月 日	

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 () ー	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)		性 別	男・女
	氏 名			写 真 縦 3.0cm 横 2.4cm
	生年月日	年 月 日生		
	勤務先その他の連絡先	電 話 () ー		
資格者証番号				
交付年月日		年 月 日		
再 交 付 を 申請する事由				

1 ※印欄には、記載しないこと。
2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
4 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真専用紙を使用したもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚を添付すること。

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること。

(原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習に関する規則の一部改正)

第8条 原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習に関する規則（平成4年長崎県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第5条関係）

長崎県公安委員会 殿		受講番号 _____
原 付 講 習 受 講 申 請 書 年 月 日		
申請者	市 町	
住所	郡	
氏 名	(年 齡 歳)	
連絡先	自宅 () — 携帯電話 () — 勤務先 () —	

※備考1 受講番号の箇所は記入しないこと。

2 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

（指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則の一部改正）

第 9 条 指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則（平成 6 年長崎県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 5 号を次のように改める。

別記様式第 5 号（第 7 条関係）

講 習 申 出 書

年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

氏 名

年 月 日生（ 歳 男・女）

道 路 交 通 法 第 108 条 の 2 第 1 項 第 9 号 に 掲 げ る 講 習 を 受 け ま す の で 、 申 し 出 ま す 。

教 習 所 名	
講 習 区 分	

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

（大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部改正）

第10条 大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（平成6年長崎県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日	
大 型 車 講 習 中 型 車 講 習 準 中 型 車 講 習（普通免許有り） 準 中 型 車 講 習（普通免許無し） 普 通 車 講 習 大 型 二 輪 車 講 習 普 通 二 輪 車 講 習 大 型 旅 客 車 講 習 中 型 旅 客 車 講 習 普 通 旅 客 車 講 習 応 急 救 護 処 置 講 習（一） 応 急 救 護 処 置 講 習（二）	
受 講 申 請 書	
長 崎 県 公 安 委 員 会 殿	
申 請 者 住 所	市 丁 目 郡 町
ふ り が な 氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生（ 歳）
連 絡 先	自 宅 （ ） — 携 帯 電 話 （ ） —

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

(取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正)

第11条 取消処分者講習の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

取消処分者講習受講申請書（公安委員会用）			
年 月 日			
長崎県公安委員会 殿			
氏 名		生年月日	年 月 日生
本 籍			
住 所	長崎県 市郡 町		
免許欠格期間満了の日	年 月 日		
取消し前に取得していた免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 中 自 自 ん 型 型 通 特 ん 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二		
交付公安委員会	公 安 委 員 会		
希望する講習の車種	四 輪 二 輪 原 付		
講習日	年 月 日 年 月 日	講習場所	運 転 免 許 管 理 課

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

（高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則の一部改正）

第12条 高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日	
長 崎 県 公 安 委 員 会 殿	
認 知 機 能 検 査 員 講 習 申 請 書	
申 請 者	市 丁 目
住 所	郡 町
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生（ 歳）
連 絡 先	自 宅（ ） ー
	携 帯 電 話（ ） ー

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

別記様式第 4 号を次のように改める。
別記様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日	
長 崎 県 公 安 委 員 会 殿	
☐ 高 齢 者 講 習 (2 時 間 講 習) ☐ 高 齢 者 講 習 (1 時 間 講 習) ☐ 臨 時 高 齢 者 講 習 (2 時 間 講 習) ☐ 臨 時 高 齢 者 講 習 (1 時 間 講 習) ☐ 特 定 任 意 高 齢 者 講 習 (2 時 間) ☐ 特 定 任 意 高 齢 者 講 習 (1 時 間)	
受 講 申 請 書	
申 請 者 住 所 フリガナ 氏 名 生 年 月 日	市 丁 目 町 郡 年 月 日 生 (歳)
連 絡 先	自 宅 () — 携 帯 電 話 () —

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

別記様式第5号を次のように改める。
別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日	
長 崎 県 公 安 委 員 会 殿	
運 転 技 能 検 査 受 検 申 請 書	
申 請 者	市 丁 目
住 所	郡 町
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)
連 絡 先	自 宅 () —
	携 帯 電 話 () —

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

別記様式第6号を次のように改める。
別記様式第6号（第6条関係）

年 月 日	
長 崎 県 公 安 委 員 会 殿	
☐ 認 知 機 能 検 査 ☐ 臨 時 認 知 機 能 検 査	
受 検 申 請 書	
申 請 者	市 丁 目
住 所	郡 町
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生（ 歳）
連 絡 先	自 宅（ ） ー
	携 帯 電 話（ ） ー

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

(停止処分者講習の実施及び処分期間の短縮等に関する規則の一部改正)

第13条 停止処分者講習の実施及び処分期間の短縮等に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

															整 理 番 号				
停 止 処 分 者 講 習 受 講 申 請 書																			
長 崎 県 公 安 委 員 会 殿															第		号		
道 路 交 通 法 第 108 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る															年		月 日		
講 習 の 受 講 を 申 請 し ま す 。																			
年 月 日 から															日 間 停 止				
住 所															電 話 (携 帯) (自 宅) (勤 務 先)		— — — — — —		
氏 名												生 年 月 日		年 月 日					
免 許 の 種 類	一 種											二						免 許 証 番 号 第 号 年 月 日 公 安 委 員 会	年 月 日 ま で 有 効
		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 自 二	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	種	大 型	中 型	普 通	大 特 引	けん		
理 由	☐ 道 路 交 通 法 第 103 条 第 1 項 第 5 号 ☐ 道 路 交 通 法 第 103 条 第 項 第 号 ☐ 道 路 交 通 法 第 103 条 第 項 第 号 ☐ 道 路 交 通 法 第 条 第 項 ☐ 道 路 交 通 法 第 103 条 第 項 第 号 ☐																		
	違 反 行 為 等 の 発 生 年 月 日										違 反 行 為 等 の 種 別							点 数	
	年 月 日																	点	
	年 月 日																	点	
	年 月 日																	点	
	年 月 日																	点	
	年 月 日																	点	
	年 月 日																	点	
	年 月 日																	点	
前 歴 行 為 の 有 無 及 び 回 数										有 無 回			累 積 点 数				点		
※ 講 習 区 分										☐ 短 期 ☐ 中 期 ☐ 長 期			優 良 可			短 縮 日 間			
所 轄 署					受 講 番 号														

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

別記様式第21号を次のように改める。
別記様式第21号（第10条関係）

若年運転者講習通知手数料納入書									
長崎県公安委員会 殿 住所 氏名 年 月 日 (男・女) 年 月 日生 (歳) 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けますので、通知手数料を納入します。									
免許 の 種類								免許証番号 第 _____ 号 年 月 日 公安委員会交付	
講習の種類				☐大型 ☐中型 ☐普通二 ☐大特二 ☐け引二 ☐大型二 ☐中型二					

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

（長崎県道路交通法施行細則の一部改正）

第15条 長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第37号を次のように改める。

別記様式第37号（第41条関係）

運 転 免 許 証 受 領 書	
年 月 日	
長 崎 県 公 安 委 員 会 殿	
受 領 者 氏 名	
受 領 し た 免 許 種 別	免 許

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

別記様式第40号を次のように改める。

別記様式第40号（第45条の2関係）

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書	
年 月 日	
長 崎 県 公 安 委 員 会 殿	
申 請 者 氏 名	
連 絡 先	

※備考 手数料の納付を証する書面を余白又は裏面に貼付すること（印刷機により直接印字した場合を除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の次の各号に掲げる規則に定める様式のうち、この規則による改正後の次の各号に掲げる規則（以下「新規則」という。）に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。
- (1) 公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する法律施行細則
 - (2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定等に関する規則
 - (3) 安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則
 - (4) 自転車運転者講習の実施に関する規則
 - (5) 特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則

- (6) 確認事務の委託に関する事務取扱規則
- (7) 原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習に関する規則
- (8) 指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則
- (9) 大型免許等を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則
- (10) 取消処分者講習の実施に関する規則
- (11) 高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則
- (12) 長崎県指定講習機関に関する規則
- (13) 長崎県道路交通法施行細則

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和 6 年12月13日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

1	50分の1の数	21, 550	人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と 40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を 乗じて得た数とを合算して得た数	234, 686	人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数		
	長 崎 市	111, 629	人
	佐世保市・北松浦郡	69, 929	人
	島 原 市	11, 746	人
	諫 早 市	37, 161	人
	大 村 市	26, 803	人
	平 戸 市	8, 015	人
	松 浦 市	5, 802	人
	対 馬 市	7, 840	人
	壱 岐 市	6, 784	人
	五 島 市	9, 821	人
	西 海 市	7, 029	人
	雲 仙 市	11, 378	人
	南島原市	11, 734	人
	西彼杵郡	18, 817	人
	東彼杵郡	9, 704	人
	南松浦郡	4, 974	人

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト